

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 26 日現在

機関番号：16301

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22730006

研究課題名（和文） 「交通死」被害者遺族の法的救済に関する法社会学的研究

研究課題名（英文） Socio-legal study on legal remedies for traffic victim' s family

研究代表者

小佐井 良太 (KOSAI RYOTA)

愛媛大学・法文学部・准教授

研究者番号：20432841

研究成果の概要（和文）：本研究では、「交通死」被害者遺族の法的救済のあり方について検討を行った。被害者遺族や弁護士等を対象に行った聴き取り調査の結果から、①民事的救済では定期金賠償に基づく損害賠償金の「命日払い」請求など損害賠償の象徴的な意味づけが重視されること、②意見陳述制度や被害者参加制度など刑事裁判手続への参加が被害者遺族にとって一定の救済機能を果たし得ること、を明らかにすることができた。

研究成果の概要（英文）：In this study, I examine legal remedies for traffic victim' s family. Through the interview to traffic victim' s families and their lawyers, two main points became obvious; (1) in the civil remedy, compensation' s symbolic meaning, such as compensation by periodic payments, is of importance to traffic victim' s family, and (2) participation by victims in the criminal procedure, such as "victim statement of opinion" or "victim participation system on sentencing", has a certain remedial role for victims.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
総計	1,400,000	420,000	1,820,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法社会学、交通事故、被害者遺族、法的救済、損害賠償、被害者参加制度

1. 研究開始当初の背景

（1）近年、交通事故の損害賠償、とりわけ、死亡事故における金銭賠償のあり方をめぐって、被害者遺族の側から法に対する強い不満や疑問の声が数多く寄せられている。被害者遺族にとってある日突然に「かけがえのな

い存在」を喪ったような死亡事故の場合でも、保険会社による損害賠償金の支払い実務に代表されるように、画一的かつ機械的な「事件処理」が日常化している法制度の現状／実務家の姿勢を批判し、法が目的としている「被害の迅速な救済」を絶対視するのではな

く、遺族が「かけがえのない存在」の死と折り合っていく「困難なプロセス」こそ尊重されねばならないと説く、二木雄策『交通死』

(岩波新書、1997年)等はその代表例である。

(2) こうした主張は、一方で、多くの交通死亡事故被害者遺族の共感を呼びながら、他方、交通事故賠償の実務に携わる実務家(弁護士、損害保険会社担当者等)及び研究者の間では「当事者としての気持ちはわかるが、制度的には応えられない、過大かつ無理な要求」として否定的に受け止められる傾向が強く、両者の溝は容易に埋め難いものと理解されてきた。そのためかこれまで、二木『交通死』がもたらしたインパクトのある問題提起は、その重要性が理解されながらも、必ずしも十分な学問的検討・受け止めがなされないまま、今日に至っているものと思われる。

(3) 一方でこれまで、交通死亡事故/事件の被害者遺族が置かれた現状に対しては、主として犯罪被害者支援/対策の側面から一定の検討がなされてきている。例えば、内閣府によって行われた交通事故被害者遺族に対するヒアリング調査等の結果を踏まえて、犯罪被害者/被害者遺族に対する支援の必要性という観点から、一定の具体的な対策ないし提言が行われてきている(一例として、内閣府による平成15年度・交通事故被害者支援事業「交通事故被害者の支援——交通事故担当者マニュアル——」)。とはいえ、こうした従来の犯罪被害者対策の面からのアプローチによっては、その性質上、犯罪被害者支援の観点から現状の問題点と課題を洗い出す作業が中心となっており、交通死亡事故の法的処理に伴う現状、とりわけ先にとり挙げた二木『交通死』にみられるような批判に対する十分な検証作業とはなり得ていない。今、求められているのは、一方でこうした犯罪被害者対策/支援の取り組みとして

行われてきている成果を踏まえつつ、改めて、交通死亡事故/事件の被害者遺族が求める「被害救済」の内容を、交通事故賠償の理論と実務の批判的検証作業と併せて被害者学ないし法社会学の視点から学問的に検討する作業に他ならない。本研究は、この作業に取り組むものである。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、交通事故紛争の法的処理のあり方をめぐって、交通死亡事故/事件の被害者遺族から多く寄せられている疑問ないし批判の「声」に着目、これを手掛かりとした分析を通して、被害者遺族が真に必要としている「被害救済」に対して現状の「法的救済」の内容が具体的にどのような点で不整合・不十分であるかを明らかにしつつ、望ましい被害者救済のあり方を法社会学ないし被害者学の視点から実証的かつ理論的に構想することを目的とする。

(2) 研究代表者は、これまで、科学研究費補助金・若手研究(B)に基づく先行研究「死別の悲しみを伴う事件・事故に起因する民事訴訟事例の実証的研究」に取り組んできた。その研究成果によれば、交通死亡事故/事件の被害者遺族が被害者の「かけがえのない生命」への「金銭的評価」を否応なく迫る現状の法制度ないし法実務に対して、強い「異議申し立て」の感情を抱いていることが明らかとなった。とりわけ、子どもが被害者となる交通死亡事故/事件においては、「一家の大黒柱」的存在が事故で亡くなった場合を想定して遺された家族の生活困窮に対する「迅速な救済」を理念に掲げて疑わなかった現状の損害賠償制度/実務のあり方が、被害者の死亡によっても経済的に困窮することのない被害者遺族両親にとっては実に不整合な対応をもたらしている現状が具体的に明らかとなっている。ここでは、法が想定する被害

救済のあり方が、必ずしも当事者である被害者遺族のニーズを踏まえた内容になっておらず対応に不整合が見られること、また、こうした不整合にもかかわらず、法が予め定める被害救済のあり方が十分な理論的根拠を示すことができないまま、長年の実務慣行を優先させる形で半ば押し付け的に強行されている問題を指摘することができた。

(3) 以上を踏まえて、本研究では、交通死亡事故／事件の被害者遺族から寄せられる法に対する強い不満や疑問の「声」に応えつつ、彼ら被害者遺族に対する被害救済／法的救済の問題を学問的に検討していくためには、何よりもまず、当の被害者遺族から法に対する「ニーズ」を具体的に聴き取った上で、その成果を生かした検証作業が必要であるものと判断した。実際にこれまで、研究代表者は、こうした準備作業にささやかながら取り組んできた。その成果を更に拡大・発展させることにより学問的課題に取り組むことを目指したのが、本研究である。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、法社会学的紛争事例研究の形式をとりつつ、実際の交通死亡事故／事件8例を対象として、被害者遺族及び弁護士等の関係者を対象とした聴き取り調査（インタビュー調査）を行った。また、被害者遺族の了解を得た上で、訴訟記録を中心とした文書資料等の収集と分析を行った。さらに、交通死亡事故／事件の刑事司法手続における被害者遺族の法的救済のあり方と可能性を探るべく、実際の危険運転致死傷事件の刑事裁判について計6例の傍聴を行うとともに、刑事裁判手続における意見陳述制度や被害者参加制度の利用に伴う期待や意味づけ、現状での制度ないし制度運用のあり方に伴う問題点等に対する聴き取り調査を行った。

(2) 上記(1)により具体的な交通死亡事

故／事件における被害者遺族の法に対するニーズ、不満や批判の声を記述的に明らかにした上で、対応が求められる法的課題の所在を明らかにしている。具体的には例えば、損害賠償金の「命日払い」（定期金賠償）が交通死亡事故／事件の「被害救済」において果たす実際の役割や、損害賠償金の算定方法／支払い方法における中間利息控除に伴う問題、そして訴訟を通じた法的紛争解決後の被害者遺族と加害者の関係性の持ち方（法的解決を離れた「償い」のあり方）等について、具体的な事例分析を踏まえた理論的検討を行った。

(3) また一方で、これまでに膨大な量の蓄積がある交通事故の損害賠償理論・実務等に関する文献研究、並びに刑事裁判手続における被害者参加制度のあり方や犯罪被害者遺族等の権利実現と救済のあり方に関する文献研究を通して、上記の聴き取り作業を通じて明らかとなった具体的な課題を理論的に検証する作業を行った。

4. 研究成果

(1) まず、聴き取り調査の結果から、「交通死」被害者遺族が事故の加害者に対して損害賠償を請求する際の意味づけに対する多様な受け止め方を、改めて明らかにすることができた。本研究ではこれまで、損害賠償請求に対する積極的な意味づけと、これに対する現状の法制度の下での限界を如何に調整するかを主として意識して研究に取り組んできた（一例として、定期金賠償方式を活用した損害賠償金のいわゆる「命日払い」請求に関する問題が挙げられる）。これに対して、本研究で行った聴き取り調査の中で、ある「交通死」被害者遺族が、加害者に対し損害賠償請求を行う一方、損害賠償に敢えて積極的な意味づけを与えることはせず、全てを弁護士に委ねることで、亡くなった被害者の

「生命の値段」に直面する事態を回避していた事実とその動機を具体的に確認することができた。この点は、民事の損害賠償における「交通死」被害者遺族の法的救済のあり方について、損害に対する填補よりも、むしろ加害者に対する処罰・制裁ないし責任追及として損害賠償の支払いを位置づけようとする当事者の意味づけを、データに基づいて具体的に明らかにすることができた。

(2) 次に、「交通死」被害者遺族を対象とした聴き取り調査の結果を基に、損害賠償金の支払い方法としての定期金賠償方式（「命日払い」請求／判決）が持つ意味づけについて、裁判例の分析を踏まえて検討した。その検討結果を簡潔にまとめると、以下の通りである。すなわち、法が、人の死をどのように悼むかという実質ないし中身についてまで立ち入ることは、確かに妥当ではなく、ましてや「死者を悼むこと」を強制することは、明らかに「法の過剰」であると言える。これに対して、「命日払い」請求／判決、とりわけ保険会社が加害者 - 被害者の当事者間に介在し、賠償金の支払いに関与するケースでは、こうした「法の過剰」を回避することは十分可能であり、ある意味ではきわめて合理的かつ象徴化された「償い」の方法を提供し得る可能性すら秘めており、その意味で「命日払い」請求／判決は、損害賠償保険制度に裏打ちされた法的責任のあり方（金銭賠償）を前提としつつも、巧妙かつしたたかに、「生命の値段」算出を原理的に否定してみせることに一部成功していたものとみることができる。近代法の下での「金銭賠償原則」に基づいた法的責任のあり方それ自体は動かしがたいものであるにせよ、賠償金の支払い方式／形式に対する「象徴的な意味付け」付与を可能とすることで、死者の悼み方や遺族の「救済」のあり方を過剰な一律化／縮減化か

ら救い出し、豊饒化し得る可能性を示して見せた点に、「命日払い」請求／判決の意義があったと見ることができる。長らく「法の圏外」に置かれるべきものとして理解され扱われてきた当事者の「死別の悲しみ」をめぐる問題について、「法と感情は峻別されねばならない」とする従来の考え方を見直す必要があることを確認し、法はもはや、「死別の悲しみ」をめぐる問題と無関係の立場を維持・貫徹することはできず、むしろ適切な関係性を再構築していく必要に迫られていることを、検討を通じて明らかにすることができた。

(3) さらに、主として刑事司法手続における「交通死」被害者遺族の法的救済のあり方とその可能性に焦点を置いて、聴き取り調査を踏まえた検討を行った。具体的には、計6件の刑事事件（いずれも危険運転致死傷事件）について裁判傍聴を行い、このうちの3件と他の1件を合わせた計4件（埼玉、北海道、福岡、広島）の危険運転致死傷事件・裁判員裁判において被害者参加制度の利用を経験した「交通死」被害者遺族並びに被害者参加弁護士を対象に、被害者遺族の「法的救済」実現の観点から制度利用経験の評価を尋ねる聴き取り調査を行った。

調査の結果から、被害者遺族当事者には、刑事裁判への主体的・積極的な関与を望む姿勢が全体として見られ、実際に被害者参加制度や意見陳述等の制度を最大限に活用しているものの、制度の運用状況や関係者の制度趣旨に対する理解・支援が必ずしも十分でないこともあり、その主体的・積極的関与に要する労力に比して「報われない」思いを抱いていることがわかった。さらに、被害者参加制度の利用について、利用当事者である「交通死」被害者遺族たちは概ね肯定的な評価を与えており、制度の利用が自らの被害回復・救済に一定の寄与をなすものと位置づけて

いたことを明らかにできた。一方で、審理の日程が極めてタイトであり、時間的な余裕に乏しい中で手続に関与することの困難さや、被害者参加人弁護士の支援を受けることの困難さ、裁判員裁判の下での詳細な判決理由開示の必要性等、被害者参加制度の運用面に関する利用当事者の視点からの具体的な課題や問題点を明らかにできた。また、被害者参加制度についてのより先鋭的な問題として、被告人の包括的黙秘権の行使により被害者参加人の発問そのものが行えない問題や、被害者参加を望む当事者に対して裁判所や検察庁が自白事件であることを理由に制度参加の必要性を否定する説明を行った結果、当初の意に反して制度利用を断念したケースの存在等が明らかになった。

(4) 以上のうち、とりわけ、(3) 刑事司法手続における被害者遺族の「法的救済」のあり方については、被害者支援の観点にとどまらず、刑事司法手続における主体的関与がもたらす「法的救済」の機能・効果も視野に入れて、今後、理論的な検討を詰めていくことが課題である。従来、「交通死」被害者遺族の法的救済のあり方については、民事における損害賠償に基づく民事的救済の充実・拡大という側面のみで捉えられてきた。しかし、近年、犯罪被害者の権利に対する認知が進み、さまざまな施策・法制度の整備が図られたことを受けて、「交通死」被害者遺族の法的救済は、被害者参加制度の運用など刑事司法手続の過程においてこそ、より充実を図る必要のあることが実証的に明らかとなってきた。さらに、より根本的には、「交通死」被害者遺族の法的救済を大きく規定する悪質・重大な交通事犯に対する刑事処罰・法規制のあり方そのものを問う必要があり、その中でこそ、「交通死」被害者遺族の刑事法・刑事手続領域における法的救済の実効化が改めて問わ

れることになる。本研究での聴き取り調査の過程では、まだ準備作業的な内容にとどまるものの、この点を意識して危険運転致死傷罪の適用のあり方についても質問項目を設定し、被害者遺族当事者から具体的な見解を引き出すとともに意見交換を行った。こうした作業を通して、刑事司法手続における「交通死」被害者遺族の「法的救済」を図る上では、刑事裁判手続における量刑判断がもたらす法的評価の側面、その意味的理解に対する検討が重要であることを具体的に確認することができた。今後は、危険運転致死傷罪の規定を含めた新法「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」案の審議が現在なされている状況を踏まえ、引き続き刑事司法手続における「交通死」被害者遺族の法的救済の可能性と条件を探るべく、本研究で得られた知見を手掛かりとして着実に研究を進めて行きたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計1件)

小佐井良太、悪質・重大な交通事犯に対する刑事責任のあり方をめぐって——危険運転致死傷罪の法社会学的研究・序説、日本法社会学会・九州研究支部2012年度9月定例会、2012年9月22日、九州大学

[図書] (計1件)

小佐井良太 (江口厚仁ほか編)、ナカニシヤ出版、『圏外に立つ法／理論——法の領分を考える』第一章「死別の悲しみと金銭賠償——法は死者を悼みうるか」、2012、322頁(45頁～68頁) *分担執筆

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小佐井 良太 (KOSAI RYOTA)
愛媛大学・法文学部・准教授
研究者番号：20432841

(2) 研究分担者

* 該当者なし

(3) 連携研究者

* 該当者なし